

平成30年度事業計画決定の件

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務に関する法律（震災特例法）」の震災法律援助業務が平成32年度末まで延長された。また、自主的避難者が各地で提訴した国や東電に対する損害賠償請求訴訟の一審判決が次々となされているが、司法書士として判決が認めた被侵害権利や相当因果関係性には特に注視する必要がある。東京地裁の判決では「放射能が来た」と言われるいじめを受け強い精神的苦痛を受けたとして慰謝料の増額に結び付いている。今年度は、発災から8年目を迎え被災者のおかれる状況にも大きな変化が予想され、あわせて本会の被災者支援事業も一つの節目を迎え相談窓口や相談会の運営にも新たな対応が求められる。柔軟に対応しながら持ち前の「よろず相談」で被災者支援を継続していきたい。また、大規模な災害時の相談支援活動が円滑に行われることを目的に地方自治体との「災害協定」締結の促進を図りたい。

今年度は連合会が一步踏み出す「単位制研修の義務化」に備える年度となるが、義務化は単に研修にとどまらず会長指導など指導監督等の部門にも波及する。研修情報システムの周知活動や単位会の裁量とされる範囲について会員の立場に立ったガイドライン等の制定を目指したい。

さらに、法務省が今年度の導入を目指す「資格者代理人方式」についても対応が求められる。司法書士に対する信頼が基本となる新方式である。会員において十分な対応が可能となる研修会や説明会の開催が必要になると考えている。法務省は新方式の導入にあたり司法書士会の指導監督や懲戒処分にも言及しており本会としても滞りのない対応に努めたい。

もう一つの課題に「所有者不明土地問題」がある。法務省が相続登記未了土地の解消に向けて取り組む「相続人調査」は所有権の登記が一定期間なされていない土地を抽出し名義人が死亡していれば相続人調査を行うというものである。入札方式の事業となるが受け皿は公嘱司法書士協会が中心となる。相談会の開催まで事業に含まれているため本会においては公嘱司法書士協会と連携しながら受注の援護を図るなど積極的に取り組みたいと考えている。

今年度においても「相談事業」「公益活動事業」「研修事業」「会員業務支援事業」を事業の柱として進めていきたい。会務は前年度と変わることなく支出削減を念頭に置かなければならないが、事務のIT化など総務・事務局との連携を図りながら役員・委員一同萎縮することなく取り組んでいきたい。